様式第1号（第2条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長　　　　　　　印 |

認　　定

子ども手当　　　　　　通知書

認定請求却下

　　　　年　　月　　日付で請求のありました子ども手当については、

とおり認定

次の　　　 　 しましたので通知します。

理由で請求を却下

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に香川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

記

|  |
| --- |
| 認定に関する事項 |
|  |
| 1.算定の基礎となる子どもの数2.手当月額 |  　 人 |  |
|  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　 円 |
|  |
| 3.支給開始年月 　　　　年　　月から4.支給対象とならなかった子どもの氏名及びその理由（　 　） |
| 認定請求却下に関する事項 |
| 却下した理由（ ） |
| 備考 |  |